

ご来院の皆様へ

医師の長時間労働に伴う健康被害につきましては、全国的な社会問題となっており、当院においても医療の質を高く保ちつつ、持続的な医療を確保するため、厚生労働省の指導により、医師の働き方改革の取り組みが求められております。

つきましては、本年8月から、患者様及びご家族への病状や手術等の説明は、原則として平日の勤務時間内に実施させていただきますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。また、緊急患者対応等で説明予定が時間外にずれこむ場合があることも併せてご理解をお願いいたします。

なお、病状の変化により急に説明が必要な場合は、これまでどおり随時対応させていただきます。

令和元年8月

赤穂市民病院 院長